

宮 津 市 公 報

平成27年 8 月 3 日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務室発行

目 次

―― 告 示 ―――

- 121 宮津市公印の印影印刷 1
122 宮津市地域子育て支援拠点事業実施要綱の一部を改正する要綱 1
123 社会福祉法人による介護保険利用者負担金軽減措置補助金交付要綱の一部を改正する要綱 1
124 宮津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給要綱 2

―― 公 告 ―――

- 27 宮津市営住宅の入居者の公募 4
28 農用地利用集積計画の縦覧 4

―― 教 育 委 員 会 ―――

《 告 示 》

- 15 宮津市教育委員会定例会の招集 5

―― 農 業 委 員 会 ―――

《 告 示 》

- 8 宮津市農業委員会総会の招集 5
9 宮津市農業委員会総会の招集 5

告 示

宮津市告示第121号

宮津市公印のうち市印凸版の印影を印刷するので、宮津市公印規則（昭和49年規則第16号）第7条第2項の規定により告示する。

平成27年7月2日

宮津市長 井 上 正 嗣

印 影	公印の名称及び使用区分	使用開始期日
<省 略>	市印凸版 介護保険負担割合証	平成27年8月1日

----- * * * -----

宮津市告示第122号

宮津市地域子育て支援拠点事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年7月15日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市地域子育て支援拠点事業実施要綱の一部を改正する要綱

宮津市地域子育て支援拠点事業実施要綱（平成21年告示第134号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中「島崎げんきっこ広場」を「島崎げんきっこひろば」に改める。

第4条第1項中「島崎げんきっこ広場」を「島崎げんきっこひろば」に改め、同項第2号中「及び水曜日」を削る。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

----- * * * -----

宮津市告示第123号

社会福祉法人による介護保険利用者負担金軽減措置補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年7月30日

宮津市長 井 上 正 嗣

社会福祉法人による介護保険利用者負担金軽減措置補助金交付要綱の一部を改正する要綱

社会福祉法人による介護保険利用者負担金軽減措置補助金交付要綱（平成12年告示第86号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「提供するサービス」の次に「（前項第3号、第8号、第10号及び第13号に掲げるサービスにおける食事の提供に要した費用及び居住又は滞在に要した費用については、法第51条の3第1項に規定する特定入所者介護サービス費又は法第61条の3第1項に規定する特定入所者介護予防サービス費が支給されている場合に限る。）」を加え、「すべて」を「全て」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第2条の規定は、この要綱の施行の日以後の利用者負担金に係るものについて適用し、同日前の利用者負担金に係るものについては、なお従前の例による。

----- * * * -----

宮津市告示第124号

宮津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給要綱を次のように定める。

平成27年8月3日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ひとり親家庭の自立及び生活の安定を図るため、高等学校を卒業していないひとり親家庭の親（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものをいう。以下同じ。）が高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号。以下「規則」という。）第1条に規定する高等学校卒業程度認定試験（以下「高卒認定試験」という。）の合格を目指し、安定した就業への取組を支援し、その就業を促進するための高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金（以下「給付金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(給付金の種類)

第2条 給付金の種類は、次のとおりとする。

(1) 受講修了時給付金

(2) 合格時給付金

(支給対象者)

第3条 給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、宮津市内に居住するひとり親家庭の親であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、大学入学資格検定合格者等、既に大学入学資格を取得している者は、対象としない。

(1) 児童扶養手当の支給を受けていること又は当該手当を受給することができる同等の所得水準にあること。

(2) 支給を受けようとする者の就業経験、技能及び資格の取得状況並びに労働市場の状況等から判断して、高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められるものであること。

(3) 過去に給付金（本市以外の普通地方公共団体が支給するこれに相当する給付金を含む。）の支給を受けていないこと。

(対象講座)

第4条 給付金の対象となる受験対策講座（以下「対象講座」という。）は、高卒認定試験に合格するための受験対策講座（通信制講座を含む。）で、市長が適当と認めたものとする。ただし、高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は、対象としない。

(受講修了時給付金の支給額等)

第5条 受講修了時給付金の支給額は、支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用（市長が認めるものに限る。）の額に10分の2を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とする。ただし、その額が10万円を超えときは、10万円とする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定により受講修了時給付金の支給額として算定された額が4,000円を超えないときは、受講修了時給付金は支給しない。

(合格時給付金の支給額等)

第6条 合格時給付金の支給額は、支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用（市長が認めるものに限る。）の額に10分の4を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とする。ただし、その額が15万円から受講修了時給付金の支給額を除いた額を超えときは、当該額とする。

2 合格時給付金は、受講修了時給付金の支給を受けた者が対象講座の受講修了日から起算して2年以内に、高卒認定試験の試験科目（規則第5条第1項から第5項までの規定に基づき試験の免除を

受けた試験科目を除く。)の全てについて合格点を得た場合に支給する。

(事前相談の実施)

第7条 給付金の支給を希望する者は、講座の受講に当たって市に事前の相談を行わなければならない。

(対象講座の指定申請等)

第8条 給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、自らが受講しようとする講座について、宮津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金対象講座指定申請書(以下「対象講座指定申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して、受講開始日前に市長に提出しなければならない。ただし、本人の同意に基づき公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。

- (1) 申請者及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し
- (2) 申請者に係る児童扶養手当証書の写し(申請者が児童扶養手当受給者の場合に限る。以下同じ。)又は申請者の前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年)の所得の額等に係る市町村長の証明書(所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。))がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年)の所得の額についての市町村長の証明書を含む。以下同じ。)
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、対象講座指定申請書を受理したときは、その内容を審査し、講座指定の適否を決定するとともに申請者に通知するものとする。

(支給申請)

第9条 前条第2項の規定により講座指定の決定を受けた者は、宮津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給申請書(以下「給付金支給申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、本人の同意に基づき公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。

(1) 受講修了時給付金

- ア 申請者及びその児童の戸籍謄本及び世帯全員の住民票の写し
- イ 申請者に係る児童扶養手当証書の写し又は申請者の前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年)の所得の額等に係る市町村長の証明書
- ウ 講座指定の決定に係る通知書
- エ 対象講座を修了したことを証明する書類
- オ 対象講座の受講費用の領収書の写し
- カ その他市長が必要と認める書類

(2) 合格時給付金

- ア 申請者及びその児童の戸籍謄本及び世帯全員の住民票の写し
- イ 申請者に係る児童扶養手当証書の写し又は申請者の前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年)の所得の額等に係る市町村長の証明書
- ウ 講座指定の決定に係る通知書
- エ 文部科学省が発行する合格証書の写し
- オ その他市長が必要と認める書類

2 給付金の支給申請は、受講修了時給付金にあつては、受講修了日から起算して30日以内に、合格時給付金にあつては、文部科学省が発行する合格証書に記載されている日付から起算して40日以内にしなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

(支給決定)

第10条 市長は、給付金支給申請書を受理したときは、その内容を審査し、支給の適否を決定するとともに、申請者に通知するものとする。

(給付金の返還)

第 1 1 条 市長は、偽り其他不正の行為によって給付金の支給を受けた者があるときは、給付金を返還させることができる。

(その他)

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、対象講座指定申請書等の様式其他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

公 告

宮津市公告第27号

宮津市営住宅等設置及び管理条例（平成9年条例第25号）第3条の規定により、次のとおり市営住宅の入居者を公募します。

平成27年7月17日

宮津市長 井 上 正 嗣

1 公募する住宅

団 地 名	所 在 地	家賃（円）	戸数	規格
東波路	宮津市字波路	21,800～42,800	1	3 D K
鳥が尾	宮津市字喜多	16,600～32,700	1	3 D K
鳥が尾	宮津市字喜多	9,500～18,800	1	2 D K

2 入居者の資格

- (1) 条例で定められた収入の金額を超えないこと。
- (2) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (3) 現に市町村税を滞納していないこと。
- (4) 原則として、現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- (5) 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

3 申込方法

宮津市建設室建築住宅係（本館南棟3階）又は市民室市民窓口係受付（本館1階）に備付けの「市営住宅入居者募集案内書」に添付の「市営住宅等入居申込書」により申し込んでください。

4 申込みの期間及び場所

- (1) 期間 平成27年8月3日（月）から平成27年9月30日（水）まで
- (2) 場所 宮津市建設室建築住宅係

5 選考方法の概略

先着順（同日に複数の申込みがあった場合は住宅困窮度判定等により決定します。）

6 入居時期 入居決定した日から約1か月後

———— * * * ————

宮津市公告第28号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により平成27年度農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

平成27年7月24日

宮津市長 井 上 正 嗣

1 農用地利用集積計画の縦覧期間

自 平成27年7月24日
至 平成27年8月7日

2 縦覧の場所

宮津市産業振興室（別館3階）

教 育 委 員 会

《 告 示 》

宮津市教育委員会告示第15号

平成27年第9回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成27年7月28日

宮津市教育委員会

委員長 生 駒 正 子

1 日 時 平成27年7月30日(木) 午後2時

2 場 所 宮津市役所 第5会議室

農 業 委 員 会

《 告 示 》

宮津市農業委員会告示第8号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成27年7月2日

宮津市農業委員会

会長 藤 井 忠

1 日 時 平成27年7月9日(木) 午前9時30分

2 場 所 宮津市役所 第5会議室

3 議 題

議第17号 農地法第3条の許可申請に係る許可について

議第18号 非農地証明について

議第19号 農用地利用集積計画について

———— * * * ————

宮津市農業委員会告示第9号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成27年8月3日

宮津市農業委員会

会長 藤 井 忠

1 日 時 平成27年8月10日(月) 午前9時30分

2 場 所 宮津市役所 第5会議室

3 議 題

議第20号 農地法第3条の許可申請に係る許可について